

みんなで
支えあう

国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険 税が申請により軽減算定されます

離職者支援の一環として、国民健康保険税の軽減措置を実施しています（この軽減措置を受けるには申請が必要です）。

対象者

①雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由欄に **11** **12** **21** **22** **31** **32** の記載がある方

②特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）
雇用保険受給資格者証の離職理由欄に **23** **33** **34** の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

※令和8年度については、令和7年3月31日以降に離職された方が対象となり、令和13年5月31日までに申請が必要です。

軽減措置の内容

次の2点について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の

所得は通常の額として算定します。

- ・ 国民健康保険税の算定
- ・ 高額療養費等の所得区分の判定

申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に住民課または税務課まで申請をお願いします。

国民健康保険税 減免制度

災害などの特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。



問

住民課 保険年金担当
☎0748-521-6584
税務課 住民税担当
☎0748-521-6570

鎌掛運営会が

コミュニティ助成事業を

活用されました

鎌掛運営会では、コミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、地域住民のさまざまな活動や交流の場を整えるため、エアコン等のコミュニティ備品を購入されました。

この事業は、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するとともに、宝くじの普及広報を目的として、一般財団法人自治総合センターが実施しているものです。

事業の活用によって、地域のみなさんがより集いやすくなり、一層のコミュニティ活動の充実が期待されます。

◀購入されたエアコンとパソコン▶



問

企画振興課 企画人権担当
☎0748-521-6552



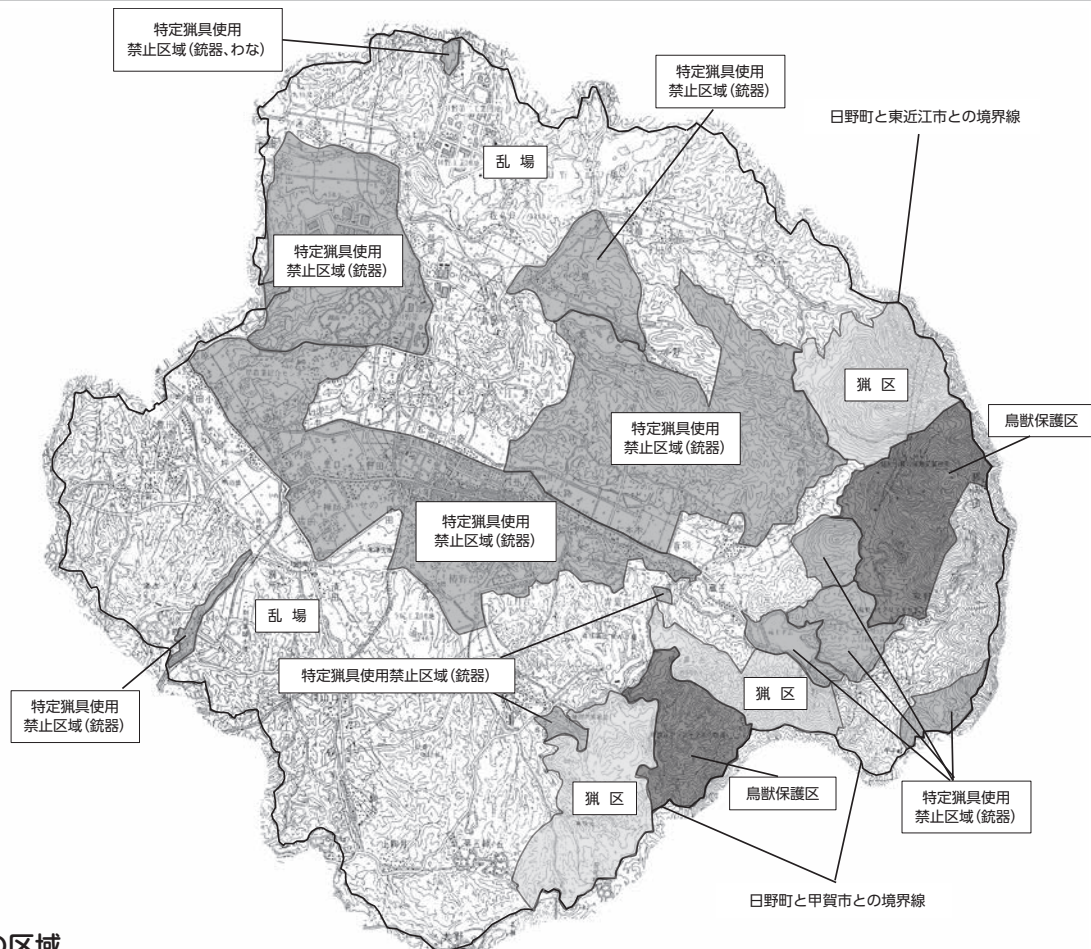
狩猟解禁のお知らせ

《期間》令和8年11月15日(日) から 令和9年2月15日(月) まで

※シカ・イノシシの狩猟期間は、令和8年11月1日(日)から令和9年3月15日(月)まで

滋賀県では、増えすぎたシカ・イノシシを減らし農林業被害を無くすため、シカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が変更されています。

※銃器による狩猟時間は暦による「日の出」から「日の入り」までです。



狩区等の区域

狩 区	この区域内は、狩猟期間中(12月29日から翌年1月3日までを除く)の土曜日、日曜日、祝日のみ狩猟ができます。 狩区入猟希望の方へ ・入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、狩区事務所(農林課)まで申し込んでください。 ・入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 ・入猟される場合は、必ず狩区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(わな)	この区域内は、狩猟期間中でもわなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱 場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

住民の皆さんへ

○山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。

○危険なハンターや違反者を見たときは、東近江警察署生活安全課へ通報してください。

問

東近江警察署 ☎ 0748-24-0110 農林課 ☎ 0748-52-6563